

未婚のひとり親に対する^{かふ}寡婦(夫)控除のみなし適用について

- 婚姻歴のないひとり親家庭の方を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦(夫)控除のみなし適用が実施されます。
- 「寡婦(夫)控除のみなし適用」とは、税法上の寡婦(夫)控除が適用されない婚姻歴のないひとり親の方について、子育てや福祉サービスを利用する際、税法上の寡婦(夫)とみなした上で利用者負担額や支給額に係る市町村民税の算定を行い、負担軽減等の措置を行うものです。
※所得の状況等によっては、負担軽減につながらない場合があります。
- **寡婦(夫)控除のみなし適用を受けるには、対象者の方の申請が必要**です。
- なお、下記の事業以外にも、市町村が独自にのみなし適用を行っている場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

対象となる事業

子ども関係

- 子どものための教育・保育給付費負担金（保育所や幼稚園の利用者負担（保育料））
- 高等職業訓練促進給付金
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 児童入所施設措置費等
- 未熟児養育医療費給付事業
- 結核児童療育給付事業
- 児童扶養手当

障がい関係

- 特別児童扶養手当
- 自立支援給付費
- 補装具費
- 障害児入所給付費
- 障害児入所医療費
- 障害児医療費
- 障害者医療費
- 精神障害者措置入院費等

健康関係

- 難病医療費
- 小児慢性特定疾病医療費
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具
- 肝炎治療特別促進事業
- 感染症医療費
- ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業
- 結核医療費
- 訪問介護利用被爆者助成事業
- ハンセン病療養所退所者給付金
- ハンセン病療養所非入所者給与金
- 特定配偶者等支援金（ハンセン）

(平成30年9月)